

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇. 〇月〇日付け（徳島新聞ケイ載記事）に係る事業H26年度から現在まで及び、〇〇〇〇〇着服した工事に関する国県市が協議した資料 農林水産部〇〇、農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、〇〇総合県民局農林水産部〇〇（以下「農林水産部〇〇」という。）が保有する「業務報告書〇月〇日及び〇月〇日（多面的機能支払交付金 〇〇〇〇に関する調査について）」（以下「本件書類」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年9月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年1月21日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

市との協議した中で、市は事件に関する資料として、事業の申請書から完了報告書までの書類を提示した中で、協議したと回答している。

2枚しかないのは可笑しいので少なくとも35枚以上の書類はあるから出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

農林水産部〇〇は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、本件書類であると特定した。

書類に含まれる〇〇〇〇及び徳島県土地改良事業団体連合会の出席者氏名は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

また、施工業者名は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、2号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、市との協議した中で、市は事件に関する資料として、事業の申請書から完了報告書まで書類を提示した中で、協議したと回答している。2枚しかないのは可笑しいので少なくとも35枚以上の書類はあるから出せ」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上より、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 1月21日	諮問
令和7年 4月22日 第2部会（第22回）	審議
同 年 5月29日 第2部会（第23回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。これに対して、審査請求人は、2枚しかないのは可笑しいと主張しており、実施機関が行った公文書の特定については争いがなく、特定した公文書の不足を主張している

と解されることから、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、公文書を特定した上で非公開情報を除き全て公開しているので、公開した文書以外は取得しておらず存在していないとのことである。

実施機関に確認したところ、審査請求人が主張する、協議の中で市が提示した事業の申請書から完了報告書までの書類については、県が作成した書類ではなく、取得もしていないとのことであった。

また、多面的機能支払交付金の事業において、市は各活動組織の交付申請や実績等の書類の提出を受け、取りまとめて県に報告等を行うため、県は個別の活動組織の書類を取得することはない。

以上により、実施機関の主張に不合理な点はなく、実施機関が公開した公文書に特段の不足は認められない。

3 非公開情報である条例第8条第1号及び第2号の該当性について

当審査会において、本県請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	